

新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境づくりを推進するため、市内で開催される催事その他の行事（以下「イベント等」という。）の主催者に対して、テント、おむつ交換台その他乳幼児のおむつ交換または授乳を行うために必要な備品（以下「赤ちゃんステーション」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの条件)

第2条 赤ちゃんステーションの貸出しを受けることができる者は、次に掲げる条件のいずれにも該当するイベント等の主催者とする。

- (1) 市内で開催されること。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教上の活動を目的としないこと。
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できること。
- (4) 法令又は公序良俗に反しないこと。

(貸出しの申込み)

第3条 赤ちゃんステーションの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、貸出しを受けようとする日の3か月前から7日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査した上、赤ちゃんステーションの貸出しの可否を決定し、新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出承認（不承認）書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 貸出しを希望する期間が重複する複数の申込みがあった場合の貸出順位は、次のとおりとする。
 - (1) 新居浜市が主催するイベント

(2) 新居浜市が後援するイベント

(3) 上記以外のイベント

3 前号の規定により、同順位である者相互間の貸出順位は、申込みの先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 赤ちゃんステーションの貸出しの期間は、イベントの実施期間に前後1日を加えた期間内とし、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合であって、市長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 赤ちゃんステーションの貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 第4条第1項の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら赤ちゃんステーションを借り受け、及び返却しなければならない。

2 使用者は、赤ちゃんステーションを返却するときは、破損、汚損等がないかを十分に確認しなければならない。

3 使用者は、返却した日から7日以内に新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」使用報告書（第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、赤ちゃんステーションの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 赤ちゃんステーションの目的以外に使用しないこと。

(2) 第三者に使用権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 承認を受けたイベント等以外には使用しないこと。

(4) 破損、汚損等が生じないよう適正に管理し、及び使用すること。

(5) 承認を受けた期間内に返却すること。

(6) 天候等の影響による事故を防止するために必要な措置を講じること。

(7) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、使用者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規

定に違反した場合は、赤ちゃんステーションの貸出しの承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消したときは、新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出承認取消書（第3号様式）により使用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消した場合において、既に貸出しを行っているときは、その返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 市は、貸出しの承認の取消しにより使用者に損害が生じても、一切の責任を負わない。

（原状回復）

第10条 使用者は、赤ちゃんステーションを破損し、又は汚損した場合は、自らの責任及び負担により、補修等の必要な措置をとり、原状に復さなければならない。

2 市長は、使用者が赤ちゃんステーションの補修等が困難な状態となるまで破損し、又は汚損した場合は、当該使用者の実費により弁償させることができる。

（市の責任）

第11条 市は、赤ちゃんステーションの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんステーションの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第3条関係）

新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」の貸出しを受けたいので、新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業実施要綱第3条の規定により次のとおり申請します。なお、その使用にあたっては、新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業実施要綱の規定を遵守することを誓約します。

イベント名	
概要※	
開催期間	
開催場所	
貸出物品	<input checked="" type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> おむつ交換台 <input type="checkbox"/> アルミ敷マット <input type="checkbox"/> 折りたたみ椅子 <input type="checkbox"/> コードレス扇風機 ※テント以外の用品のみの貸出しはできません。
貸出希望期間	年 月 日から 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号：

※イベント内容が分かるチラシ等を添付すること

第2号様式（第4条関係）

新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出承認（不承認）書

第 号
年 月 日

団体名（代表者名） 様

新居浜市長

年 月 日付けで申請があった移動式「赤ちゃんステーション」の貸出しについて、次のとおり承認した（次の理由により承認しない）ので、新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業実施要綱第4条の規定により通知します。

承認

貸出期間	年 月 日から 年 月 日
許可条件	<ol style="list-style-type: none">1. 赤ちゃんステーションの目的以外に使用しないこと。2. 第三者に使用権利を譲渡し、又は転貸しないこと。3. 承認を受けたイベント等以外には使用しないこと。4. 破損、汚損等が生じないよう適正に管理・使用すること。5. 承認を受けた期間内に返却すること。6. 天候等の影響による事故を防止するために必要な措置を講じること。7. 使用者がこの許可条件に違反したときは、使用を取消・変更するものとする。

不承認

不承認とした理由

第 3 号様式（第 9 条関係）

新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出承認取消書

第 号
年 月 日

団 体 名（代表者名） 様

新居浜市長

年 月 日付けで承認した移動式「赤ちゃんステーション」の貸出しについては、次のとおり承認を取り消したので、新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業実施要綱第 9 条の規定により通知します。

貸出期間	年 月 日から 年 月 日
取消理由	

第4号様式（第7条関係）

新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」使用報告書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

新居浜市移動式「赤ちゃんステーション」を使用したので次のとおり報告します。

使用団体名	
使用年月日	年 月 日から 年 月 日
使用時間・天候	時 分 から 時 分 天候：
返却に係る 自己点検	貸出物品の紛失の有無（有・無） （有の場合）..... 貸出物品の破損・汚損の有無（有・無） （有の場合）..... 貸出物品の清掃（有・無） ※清掃を行ってから返却してください。 その他特記事項
使用状況	※設置した場所の写真等を添付してください。

※ 使用報告書を提出しない場合又は虚偽の記載、若しくは遵守事項を守らなかった場合には、今後、貸出しはしませんのでご注意ください。